

資料-4 落札者決定基準(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
1	予定価格	2	第1	1					予定価格は入札公告時に公表されるということ でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札価格の確認	3	第2	3					市が入札価格を確認するとありますが、予定価格 は改めて公表されるのでしょうか。それとも「特 定事業の選定」P5.第2.1.(2)②記載の定量的評 価の結果にある金額を予定価格と読み替えるの でしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
3	施設の全体計画	5	第3	3	(1)				(1)②施設の全体計画、ウ欄で、「ライフサイク ルコストの低減に効果的な施設計画…」と記載さ れておりますので、前回の業務要求水準書(案) に関する質問NO71で、「熱源設備のライフサイ クルコスト検証において、デマンド算定時の各機 器の同時使用率は1とし、デマンドは各機器の 最大能力と考える」とも解釈される内容の回答が 公表されている点につきまして、趣旨を確認させ ていただきたいと思えます。 「同時使用率」(=需要率)を「1」(=100%)と 考えることは、一般的な施設におけるそれらの機 器の利用実態とかけ離れたものであり、受電設 備容量の算定や電気料金の試算のために、一 般に使用されている技術資料(電気設備学会会 誌 平成元年5月号他)に記載された値とも、外 れています。 仮に「同時使用率」(=需要率)を「1」(= 100%)として電気料金の算定を行なった場合、 電力デマンドが過大に見積もられることにより、 適切なライフサイクルコスト算定ができなくなりま す。 前回の質問回答の提案に限るとなると、適切な ライフサイクルコスト提案とならないため、回答の 趣旨は、上記事情により、同時使用率(=需要 率)は、一律に「1」とするのではなく、具体的な 設備内容、施設の利用形態及び「自動効率制 御装置、デマンド監視制御装置」等の省エネ装 置の設置を考慮して、事業者が適切に定め、デ マンド算定をして提案することを妨げるものでな いと理解しますが、いかがでしょうか。	業務要求水準書(案)に関する質問No.71の回答 は、同時使用率の設定は、事業者の提案による 設定でよいという趣旨の回答でした。したがっ て、ライフサイクルコストの検証にあたっては、事 業者が適切と考える同時使用率を採用してくだ さい。ただし、設定した根拠を提示してください。